西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る企画・運営・PR業務 受託候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る企画・運営・PR業務受託候補者選定要綱(以下「要綱」という。)第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目及び配点)

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める「当該プロポーザルの評価項目及び配点」 は、別表のとおりとする。

(評価方法)

- 第3条 当該プロポーザルの評価は、西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る 企画・運営・PR業務受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)が評価者 となり、同事業に係る企画運営業務受託候補者審査表(第1号様式、以下「審査 表」という。)を用いて、企画提案書を書類審査して評価する。
- 2 前項の評価において、各評価者の平均点が60点を超え、かつ最も高い者を受託 候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の 最も低い者を受託候補者として選定する。
- 3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び 第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。 ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が1者の場合の措置)

第4条 参加者が1者の場合においては、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が60点を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附則

この要領は、決定の日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。

別表(第2条関係)

	配点				
企画内容	・イベント来場者(特に子育て世帯)が、西京区の魅力を実感し、関係・交流人口の創出に繋がる提案内容となっているか。・事業の趣旨やねらいを理解するとともに、集客や話題性に繋がる提案内容になっているか。	40点			
運営体制	・本業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置し、十分な人員を確保できる体制となっているか。 ・目標人数や開催までのスケジュール等、具体の計画が明記され、実現可能性の高い内容になっているか。				
類似業務の 実績	・同種・類似業務の実績を有しているか。	10点			
広報	・集客効果の高い広報ルート及び費用対効果の高 い広報ツールが提案されているか。	10点			
市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する 中小企業か。	10点			
見積金額	・以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 10点×(受託参加者中の最低見積額)/(各 受託参加者の見積額)※小数点以下は切捨て	10点			
計		100点			

第1号様式(第3条関係)

西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る企画・運営・PR業務 受託候補者審査表

評価者名 ()

		1	評価	11/11	(,
評価項目		配点				備考	
		A	В	С	D	Е	加 有
業務遂行 能力 (40 点)	イベント来場者(特に子育て世帯) が西京区の魅力を実感し、関係・交流 人口の創出に繋がる提案内容となっ ているか。	20	16	12	8	4	
	事業の趣旨やねらいを理解すると ともに、集客や話題性に繋がる提案内 容になっているか。	20	16	12	8	4	
運営体制 (20 点)	本業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置し、十分な人員を確保できる体制となっているか。	10	8	6	4	2	
	目標人数や開催までのスケジュール等、具体の計画が明記され、実現可能性の高い内容になっているか。	10	8	6	4	2	
類似業務 の実績 (10 点)	同種・類似業務の実績を有している か。	10	8	6	4	2	
広報 (10 点)	集客効果の高い広報ルート及び費 用対効果の高い広報ツールが提案さ れているか。	10	8	6	4	2	
市内 中小企業 (10 点)	本市区域内に本店又は主たる事業所 を有する中小企業か。該当する場合 は10点						
見積金額 (10 点)	以下の式により配点する。(小数点 以下は切り捨て) 10点×(受託参加者中の最低見積 額)/(各受託参加者の見積額)						
合計得点							

[※] A:優れている B:やや優れている C:妥当 D:やや不十分 E:不十分

[※] 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。